

三豊市立小学校の警報発表時の対応マニュアル

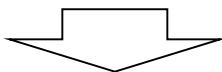
【給食の対応】

1 午前6時以前に警報が発表されていた場合

- (1) 午前6時の時点でも警報が継続している場合は、給食を中止する。
- (2) 午前6時の時点で警報が解除されている場合は、給食を実施する。

2 午前6時以前に警報が発表されていない場合

- (1) 午前6時から8時の間に警報が発表された場合は、給食を中止する。
(午前6時以降に警報が発表され、午前8時までに解除になった場合も中止とする)
- (2) 警報が発表されていない場合でも、今後、発表される可能性が高く、午前8時までに「自宅待機」の決定がなされた場合は、給食を中止する。
- (3) 午前8時以降（児童が登校後）に警報が発表された場合は、給食を実施する。



1 発表されていた警報が午前6時までに解除された場合、安全に気を付け、通常どおりに登校する。※給食あり

2 午前6時の時点で、三豊市あるいは三豊市を含む地域（西讃等）に警報が出ている場合は、以下の対応とする。

(1) 全町共通対応の警報

大雨・洪水・暴風・大雪警報、Jアラートのうち、いずれか1つでも出た場合は、自宅待機とする。

(2) 各町によって対応がちがう警報

高潮・波浪警報のうち、いずれかが単独で発表された場合

○山本町、豊中町、高瀬町、財田町 → 通常どおり登校。※給食あり

○詫間町、仁尾町 → 自宅待機。

○三野町 → 高潮警報は自宅待機。波浪警報は通常どおり登校。※給食あり

3 午前6時の時点で出ていた警報が、午前8時までに解除された場合は、午前9時をめどに（集団）登校する。給食なしの午前中授業とする。

4 登校後の8時以降に警報が発表された場合は、給食の準備が可能なため、昼食をとらせて午後も学校で待機させるか、給食をとらずに下校させるかは、その時の状況により校長が判断・決定し、委員会へも報告する。

5 午前8時の時点で警報が継続している場合は、臨時休業とする。外出を避け、家庭学習や読書等、家庭で安全に過ごす。